

令和3年9月9日（木曜日）決算特別委員会

○出席委員（13名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	渡邊賢一	委員
8番	古沢清志	委員	9番	佐藤耕治	委員
10番	太田芳彦	委員	13番	荒木春吉	委員
14番	柏倉信一	委員	15番	木村寿太郎	委員
16番	伊藤正彦	委員			

○欠席委員（1名）

11番 阿部 清 委員

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	武田伸一	企画創成課長
石橋慶幸	デジタル戦略 課 長	大沼利子	財政課長
片桐勝元	税務課長	高林清美	市民生活課長
東海林恒	防災危機管理 課 長	武田新二	建設管理課長
伊藤孝	上下水道課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長
小林博之	商工推進課長	山田良一	さくらんぼ観光 課 長
軽部修一	慈恩寺振興課長	鈴木隆	健康福祉課長
今野育男	高齢者支援課長	眞木立子	子育て推進課長
柏倉信一	会計管理者（兼） 会計課長	小林弘之	病院事務長
佐藤肇	学校教育課長	後藤芳和	生涯学習課長
小泉尚	スポーツ振興 課 長	船田孝夫	監査委員
沖津一博	監査委員	木村幸一	監査委員 局長

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局 局長	東海林茂美	総務 主幹
兼子拓也	総務係 主任	古谷駿幸	総務係 主事

決算特別委員会議事日程第1号 第3回定例会
令和3年9月9日(木) 本会議休憩中開議

開 会

- 日程第 1 寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選について
" 2 認第 1号 令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
" 3 認第 2号 令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
" 4 認第 3号 令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
" 5 認第 4号 令和2年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
" 6 認第 5号 令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
" 7 認第 6号 令和2年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
" 8 認第 7号 令和2年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
" 9 議第43号 令和2年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
" 10 議第44号 令和2年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
" 11 議案説明
" 12 質疑
" 13 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時50分

○高林雅彦事務局長 初めての決算特別委員会です。委員条例第10条第2項の規定により、年長の木村寿太郎委員に臨時委員長をお願いいたします。

○木村寿太郎臨時委員長 おはようございます。初めての決算特別委員会です。委員長が互選されるまでの間、年長の私が委員長の職務を行います。暫時の間、御協力をお願い

いたします。

ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

寒河江市議会決算特別委員会
正副委員長の互選について

○木村寿太郎臨時委員長 日程第1、寒河江市議会決算特別委員会正副委員長の互選についてを

議題といたします。

これより、委員長の互選を行います。

お諮りいたします。委員長の互選については指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

では、私から委員長には古沢清志委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員長には古沢清志委員が当選されました。

委員長より就任の御挨拶をお願いいたします。

○古沢清志委員長 おはようございます。

ただいま指名推選によりまして決算特別委員長を拝命いたしました古沢清志でございます。議員各位のさらなる議論を通じて市民の皆様の負託にこたえてまいりたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

これより、副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。副委員長の互選については指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

では、私から副委員長には月光裕晶委員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、副委員長には月光裕晶委員が当選されました。

副委員長より自席にて就任の御挨拶をお願いいたします。

○月光裕晶副委員長 ただいま決算副委員長を拝命いたしました月光裕晶です。委員長をサポートしながら一生懸命やらさせていただきます。よ

ろしくをお願いいたします。

議 案 上 程

○古沢清志委員長 日程第2、認第1号令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第10、議第44号令和2年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○古沢清志委員長 日程第11、議案説明であります。

初めに、認第1号令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認第6号令和2年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定についてまでの6案件について当局より説明を求めます。柏倉会計管理者。

○柏倉信一会計管理者(兼)会計課長 おはようございます。

令和2年度寒河江市一般会計及び特別会計決算の概要について御説明申し上げます。

初めに、認第1号令和2年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

なお、金額につきましては、1,000円未満の数字は切捨てとさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。令和2年度寒河江市歳入歳出決算書の3ページ、4ページを御覧ください。

款ごとの収入済額と前年度と比較した増減率を申し上げます。

第1款市税は収入済額が51億2,654万1,000円で、前年度比0.7%の減であります。

第2款地方譲与税は1億4,339万2,000円で、

3.0%の増。

第3款利子割交付金は423万4,000円で、0.6%の増。

第4款配当割交付金は983万円で、17.1%の減。

第5款株式等譲渡所得割交付金は1,455万4,000円で、120.7%の増。

第6款法人事業税交付金は2,660万6,000円で、皆増。

第7款地方消費税交付金は9億2,422万8,000円で、21.5%の増。

第8款自動車取得税交付金はゼロ円で、皆減であります。

5ページ、6ページを御覧ください。

第9款環境性能割交付金は983万8,000円で、105.4%の増。

第10款地方特例交付金は4,714万円で、11.3%の増。

第11款地方交付税は44億4,224万9,000円で、5.8%の増。

第12款交通安全対策特別交付金は765万1,000円で、7.1%の増。

第13款分担金及び負担金は1億3,753万9,000円で、31.1%の減。

第14款使用料及び手数料は7,784万2,000円で、8.4%の減。

第15款国庫支出金は76億7,803万8,000円で、264.9%の増。

第16款県支出金は12億7,797万9,000円で、18.0%の増であります。

7ページ、8ページを御覧ください。

第17款財産収入は4,652万2,000円で、15.0%の減。

第18款寄附金は57億880万8,000円で、29.0%の増。

第19款繰入金は30億9,329万7,000円で、48.9%の増。

第20款繰越金は2億1,844万7,000円で、

27.7%の減。

第21款諸収入は12億9,915万1,000円で、19.4%の増。

第22款市債は16億1,580万円で、8.7%の増であります。

以上、歳入合計は収入済額319億969万2,000円で、前年度比37.2%の増であります。

次に、歳出であります。9ページ、10ページを御覧ください。

款ごとの支出済額と前年度と比較した増減率を申し上げます。

第1款議会費は支出済額が1億6,273万1,000円で、2.1%の減。

第2款総務費は134億8,671万4,000円で、82.4%の増。

第3款民生費は62億6,435万4,000円で、11.3%の増。

第4款衛生費は15億7,124万7,000円で、7.0%の増。

第5款労働費は2,198万円で、0.2%の増。

第6款農林水産業費は4億2,823万円で、5.9%の増であります。

11ページ、12ページを御覧ください。

第7款商工費は24億6,414万2,000円で、81.6%の増。

第8款土木費は19億619万2,000円で、2.5%の減。

第9款消防費は6億5,226万1,000円で、11.1%の増。

第10款教育費は20億7,328万1,000円で、5.1%の減。

第11款災害復旧費は2億7,419万2,000円で、869.3%の増。

第12款公債費は16億1,830万4,000円で、1.5%の減。

第13款予備費はゼロ円であります。

以上、歳出合計は支出済額309億2,363万3,000円で、前年度比35.4%の増であります。

13ページを御覧ください。

この結果、歳入歳出差引き残額は9億8,605万9,000円となり、これより繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源2億716万9,000円を差し引いた実質収支額は7億7,889万円で、前年度比87.4%の増であります。

また、地方自治法第233条の2及び寒河江市財政調整基金条例の規定により、財政調整基金に4億円を繰り入れ、残る3億7,889万円は翌年度に繰越しをしております。

次に、認第2号令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

14ページ、15ページを御覧ください。

歳入であります。第1款国民健康保険料は収入済額7億5,015万1,000円。

第4款県支出金26億3,385万5,000円。

第6款繰入金3億5,590万6,000円。

第7款繰越金4,882万9,000円などあります。

歳入合計は37億9,919万円で、前年度比6.0%の減であります。

次に、歳出であります。16ページ、17ページを御覧ください。

第2款保険給付費は支出済額25億268万2,000円。

第3款国民健康保険事業費納付金10億3,482万2,000円などあります。

18ページ、19ページを御覧ください。

歳出合計は36億8,026万7,000円で、前年度比7.8%の減であります。この結果、歳入歳出差引き残額は1億1,892万3,000円となり、これは翌年度に繰越しをしております。

次に、認第3号令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

20ページ、21ページを御覧ください。

歳入であります。第1款保険料は収入済額3億8,555万円。

第4款繰入金1億3,367万9,000円などで、歳入合計は5億4,015万円で、前年度比8.4%の増であります。

次に、歳出であります。22ページ、23ページを御覧ください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は支出済額5億1,524万円などで、歳出合計は5億3,020万1,000円で、前年度比8.4%の増であります。この結果、歳入歳出差引き残額は994万9,000円となり、これは翌年度に繰越しをしております。

次に、認第4号令和2年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

24ページ、25ページを御覧ください。

歳入であります。第1款保険料は収入済額9億1,713万6,000円。

第3款国庫支出金10億9,422万6,000円。

第4款支払基金交付金11億2,349万1,000円。

第5款県支出金6億1,720万円。

第7款繰入金6億5,860万9,000円などあります。

26ページ、27ページを御覧ください。

歳入合計は44億7,095万9,000円で、前年度比0.3%の減であります。

次に、歳出であります。28ページ、29ページを御覧ください。

第2款保険給付費は支出済額40億7,189万円。

第4款地域支援事業費1億5,605万7,000円などであり、歳出合計は43億7,343万9,000円で、前年度比1.3%の減であります。

30ページを御覧ください。

この結果、歳入歳出差引き残額は9,752万円となり、これは翌年度に繰越しをしております。

次に、認第5号令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

31ページ、32ページを御覧ください。

歳入であります。第1款分担金及び負担金は収入済額1,465万9,000円。

第2款繰入金909万3,000円などであり、歳入合計は2,947万9,000円で、前年度比6.6%の増であります。

次に、歳出であります。33ページ、34ページを御覧ください。

第1款介護認定審査会費は支出済額1,542万2,000円で、歳出合計も同額であり、前年度比29.7%の減であります。この結果、歳入歳出差引き残額は1,405万6,000円となり、これは翌年度に繰越しをしております。

次に、認第6号令和2年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

35ページ、36ページを御覧ください。

歳入であります。第1款高松財産区は収入済額19万9,000円。

第2款醍醐財産区20万7,000円。

第3款三泉財産区28万1,000円で、歳入合計は68万8,000円で、前年度比5.6%の増であります。

次に、歳出であります。37ページ、38ページを御覧ください。

第1款高松財産区は支出済額11万2,000円。

第2款醍醐財産区15万1,000円。

第3款三泉財産区16万7,000円で、歳出合計は43万円で、前年度比6.3%の増であります。この結果、歳入歳出差引き残額は25万8,000円となり、これは翌年度へ繰越しをしております。

以上、一般会計及び5特別会計の決算の概要について御説明を申しあげましたが、詳細につきましては、事項別明細書及び主要な施策の成果に関する説明書を御覧くださいようお願い申し上げます。

○古沢清志委員長 次に、認第7号令和2年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について当局より説明を求めます。久保田病院事業管理者。

○久保田洋子病院事業管理者 おはようございます。

認第7号令和2年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

なお、金額につきまして、1,000円未満の数字は切捨てさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、1ページ、令和2年度決算報告書（税込み）の収益的収入及び支出であります。

収入の決算額は、第1款病院事業収益19億8,543万5,000円、その内訳は第1項医業収益が15億2,468万8,000円、第2項医業外収益が4億5,044万6,000円、第3項特別利益が1,030万円です。

支出は、第1款病院事業費用が19億3,911万7,000円、その内訳は第1項医業費用19億1,823万9,000円、第2項医業外費用1,057万7,000円、第3項特別損失1,030万円です。

次に、2ページ、資本的収入及び支出であります。

収入の決算額は、第1款資本的収入が1億995万2,000円で、その内訳は第1項企業債3,440万円、第2項他会計負担金6,669万3,000円、第3項補助金885万9,000円です。

支出は、第1款資本的支出が1億5,978万4,000円で、その内訳は第1項建設改良費4,852万3,000円、第2項企業債償還金1億1,126万円です。

また、支出額に対する収入不足額4,983万1,000円は損益勘定留保資金等で補填しております。

次に、3ページ、損益計算書であります。1の医業収益は、入院収益及び外来収益、他会計負担金など合計15億2,301万6,000円です。

2の医業費用は、給与費、材料費など合計18億8,909万5,000円です。

3の医業外収益は、他会計負担金や補助金な

どで合計4億4,964万7,000円であります。

4の医業外費用は、企業債利息など合計5,329万9,000円であります。

経常利益は3,026万9,000円となっております。

また、5の特別利益及び6の特別損失1,030万円は、感染症対応従事者への慰労金に関するものです。

この結果、当年度純利益は経常利益と同額の3,026万9,000円となり、当年度未処理欠損金は2,677万円となりました。

また、4ページは剰余金計算書及び欠損金処理計算書であります。先ほど申しあげました当年度未処理欠損金2,677万円を翌年度に繰り越すものであります。

次に、5ページ、貸借対照表であります。

最初に、資産の部、1の固定資産であります。有形固定資産の合計が12億8,122万8,000円で、これに無形固定資産5万1,000円及び投資2,623万1,000円を加え、合計13億751万1,000円あります。

2の流動資産であります。現金預金、未収金及び貯蔵品で合計3億6,900万5,000円あります。

この結果、資産合計は16億7,651万6,000円あります。

次に、負債の部であります。1の固定負債は企業債及びリース債務で合計3億1,774万9,000円であり、2の流動負債は未払金、企業債引当金など2億4,978万6,000円あります。

3の繰延収益は、長期前受金2億5,281万2,000円から長期前受金収益化累計額1億4,422万5,000円を引いた1億858万6,000円となり、この結果、負債合計は6億7,612万3,000円あります。

次に、資本の部であります。1の資本金は9億8,910万3,000円、2の剰余金は資本剰余金が3,806万円、欠損金が2,677万円で、剰余金合計は1,129万円となり、資本合計は1億39万

3,000円あります。

この結果、負債資本合計は16億7,651万6,000円であり、資産合計と同額となるものであります。

なお、6ページ以降に附属資料を添付しておりますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上、寒河江市立病院事業会計の決算について御説明を申しあげました。よろしく御申しあげます。

○古沢清志委員長 次に、議第43号令和2年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について及び議第44号令和2年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての2案件について当局より説明を求めます。伊藤上下水道課長。

○伊藤 孝上下水道課長 おはようございます。

議第43号令和2年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

タブレットにあります決算書1ページ、2ページを御覧願います。

金額につきましては、1,000円未満の金額は省略させていただきますので、どうぞよろしく御願いたします。

決算報告書でございますが、消費税込みの金額となっております。

初めに、収益的収入及び支出であります。収入の第1款水道事業収益の決算額は、前年度比1.2%減の11億814万8,000円で、支出の第1款水道事業費用の決算額は、前年度比2%増の10億650万3,000円あります。

次に、3ページ、4ページを御覧願います。

資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入の決算額は、前年度比33.8%減の8,808万1,000円で、支出の第1款資本的支出の決算額は、前年度比30.3%減の4億5,230万5,000円あります。この結果、収入額が支出

額に対して不足する額3億6,422万4,000円は、欄外下段に記載のとおり過年度分及び当年度分損益勘定留保資金などで補填しております。

次に、5ページ、6ページを御覧願います。

損益計算書でございます。これ以降は消費税抜きの金額となっております。

1の営業収益は給水収益が主なもので、合計9億1,994万8,000円であります。

2の営業費用は浄水及び配給水費など合計9億1,765万1,000円であります。

3の営業外収益は受託金及び長期前受金戻入など合計9,480万6,000円あります。

4の営業外費用は支払利息など合計2,528万円あります。

5の特別利益はございません。

6の特別損失は123万1,000円あります。

この結果、当年度純利益は7,059万円となったところであります。

さらに、前年度繰越利益剰余金5,667万1,000円を加えた当年度未処分利益剰余金は1億2,726万2,000円あります。

次に、7ページ、8ページを御覧願います。

剰余金計算書でございます。

資本剰余金であります。前年度からの増減はなく、1,584万6,000円あります。

次に、利益剰余金であります。未処分利益剰余金処分後残高5,667万1,000円に当年度純利益7,059万円を加えることにより、当年度末残高は1億2,726万2,000円あります。

この結果、利益剰余金合計年度末残高は7億6,231万5,000円となったところであります。

次に、10ページ、11ページを御覧願います。

貸借対照表でございます。

先に資産の部であります。1の固定資産と2の流動資産で、資産合計は102億8,239万5,000円あります。

次に、負債の部であります。3の固定負債と4の流動負債及び5の繰延収益で、負債合計

は30億4,322万7,000円あります。

次に、資本の部であります。6の資本金と7の剰余金で、資本合計72億3,916万8,000円あります。

その結果、負債合計と資本合計の負債資本合計102億8,239万5,000円となり、前の10ページの資産合計と同額となるものであります。

次に、利益の処分について申しあげます。

戻っていただきまして、9ページの剰余金処分計算書(案)について御説明申しあげます。

未処分利益剰余金当年度末残高1億2,726万2,000円から建設改良積立金に7,000万円を積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

また、処分後残高5,726万2,000円は翌年度へ繰越しとなるものでございます。

なお、14ページ以降に決算附属資料を添付してございます。

以上、よろしく申し上げます。

続きまして、議第44号令和2年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申しあげます。

タブレットにあります決算書1ページ、2ページを御覧願います。

金額につきましては、1,000円未満の金額は省略させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

決算報告書でございますが、消費税込みの金額となっております。

また、公営企業法適用開始年度の決算となっております。

初めに、収益的収入及び支出であります。収入の第1款下水道事業収益の決算額は15億652万9,000円で、支出の第1款下水道事業費用の決算額は14億6,638万9,000円あります。

次に、3ページ、4ページを御覧願います。

資本的収入及び支出であります。収入の第

1 款資本的収入の決算額は 6 億 2,308 万 9,000 円で、支出の第 1 款資本的支出の決算額は 11 億 5,947 万 5,000 円であります。この結果、収入額が支出額に対して不足する額 5 億 3,638 万 5,000 円は、欄外下段に記載のとおり特別会計からの引継金及び当年度分損益勘定留保資金などで補填しております。

次に、5 ページ、6 ページを御覧願います。

損益計算書でございます。これ以降は消費税抜きの金額となっております。

1 の営業収益は下水道使用料、雨水処理負担金が主なもので、合計 6 億 2,798 万 6,000 円であります。

2 の営業費用は汚水・雨水施設及び浄化槽に係る維持管理費及び減価償却費などが主なもので、合計 12 億 6,167 万 7,000 円であります。

3 の営業外収益は他会計負担金補助金及び長期前受金戻入などが主なもので、合計 8 億 2,346 万 8,000 円であります。

4 の営業外費用は支払利息など合計 1 億 6,583 万 6,000 円であります。

5 の特別利益はございません。

6 の特別損失は 985 万円であります。

この結果、当年度純利益は 1,409 万 1,000 円となったところであります。

今期が初めての決算でありますので、前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額はございませんので、当年度未処分利益剰余金は 1,409 万 1,000 円であります。

次に、7 ページ、8 ページを御覧願います。

剰余金計算書でございます。

資本剰余金であります。当年度末残高資本剰余金合計は、特別会計から企業会計開始時に引き継いだ金額 3 億 1,250 万 8,000 円と当年度未処分利益剰余金 1,409 万 1,000 円であります。

次に、10 ページ、11 ページを御覧願います。

貸借対照表でございます。

先に資産の部であります。1 の固定資産と

2 の流動資産で、資産合計は 238 億 7,084 万円あります。

次に、11 ページの負債の部であります。3 の固定負債と 4 の流動負債及び 5 の繰延収益であり、負債合計 203 億 6,399 万 4,000 円です。

次に、資本の部であります。6 の資本金と 7 の剰余金であり、資本合計 35 億 684 万 5,000 円となり、負債と資本の合計、負債資本合計は 238 億 7,084 万円、前の 10 ページの資産合計と同額となるものであります。

次に、利益の処分について申しあげます。

戻っていただきまして、9 ページの剰余金処分計算書（案）について御説明申しあげます。

未処分利益剰余金当年度末残高 1,409 万 1,000 円から減債積立金に 1,400 万円を積み立てることについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

また、処分後残高 9 万 1,000 円は翌年度へ繰越しとなるものでございます。

なお、14 ページ以降に決算附属資料を添付してございます。

以上、よろしく御願い申しあげます。

質 疑

○古沢清志委員長 日程第 12、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、質疑の際はページ数を示し要点を簡潔に一括して発言され、また、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力願います。

初めに、認第 1 号令和 2 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の歳入全部について質疑はありますか。柏倉委員。

○柏倉信一委員 まず質問に入る前に、8 月 23 日

以前に会派代表者会議があって、その席上、決算書の配付というのは招集告示の日に配付になるというようなことで今までそうやっていただいたわけですが、我々議会のほうからすると、招集告示日に決算書をもらって一般質問の通告をするまで2日間しかないというようなことで、日程的にかなりきついなと。なので、何とかもう少し早く決算書を我々の手元にお願ひできないかというような要望を申しあげました。そうしたら、先週の金曜日に配付をしていただきました。今回、一般質問、私と後藤議員が決算の関係の一般質問をさせていただいたわけですが、大変ありがたかったなというふうに思っております。欲を言うならば、監査委員の意見書もそのときに間に合えばなというふうに思った次第です。

ちょっと歳入のことについて、多分私どこかで聞いたのかもしれませんが、ちょっと定かでない部分があるものですかからお尋ねいたします。

決算書、歳入の3ページ、4ページの市税。収入済額、不納欠損額、収入未済額、これのトータルが当然のことながら調定額になるわけですよ。この数字を計算すると7万何が合わないんですよ。その合わないのは何なんだというようなことで私一生懸命調べたんですが、これは、事項別明細書を見ると事項別明細書中の還付未済額が合わないんです。

要は私何をお聞きしたいかという、こういう記載の仕方をするにはそれなりの理由があると思うんですが、何で事項別明細書のほうには数字を入れて、こちらの歳入歳出決算のほうには未済額を計上していない理由。こういう決まりがあってこれは載せないんだというようなことだと思んですが、分かれば教えていただきたい。

○古沢清志委員長 大沼財政課長。

○大沼利子財政課長 お答えします。

決算書の様式については総務省の標準の様式を使用しておりまして、御指摘の3ページ、4ページについては決算部分ということで未還付の記載がございません。しかしながら、事項別明細書についてはその内訳等について詳しく記載するものという資料になっておりますので、未還付のほうを記載しております。

ただ、未還付については調定額とかそれから収入額に入れるべきものではなく、本来であれば、年度内に還付が完了すれば未還付が発生しないというようなお金ですので、こういった記載になるということで御理解をいただきたいと思ひます。

○古沢清志委員長 柏倉委員。

○柏倉信一委員 さすがに財政課長、勉強していらっしゃいます。よく分かりました。

ところで、こういうような記載の仕方をするのはほかの科目も何かあるのかどうか。

○古沢清志委員長 大沼財政課長。

○大沼利子財政課長 未還付についてですが、現在のところ税の部分しか未還付は発生していません。しかしながら、住民の方からお金を頂戴する分担金や使用料といったところで万が一未還付が発生した場合には、こういった記載になるのではないかと考えております。以上です。

○古沢清志委員長 柏倉委員。

○柏倉信一委員 ちょっと俺の聞き方が悪かったのかな。未還付の部分以外でこういうような記載の仕方をする可能性のあるものというのは、ほかの科目でもあるんですかということをお聞きしたつもりなんです。

○古沢清志委員長 大沼財政課長。

○大沼利子財政課長 調定額が収入済額と不納欠損額とか足した合計額と合わないようなのが未還付以外に何かあるのかといったような御質問かと思ひますが、未還付以外ございません。

○古沢清志委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第1款及び歳出第2款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款及び歳出第4款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ここで、当局入替えのため暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時42分

再 開 午前10時45分

○古沢清志委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出第5款から歳出第7款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款及び歳出第9款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第11款から歳出第13款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第2号令和2年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第3号令和2年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第4号令和2年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第5号令和2年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定に

ついてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第6号令和2年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第7号令和2年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてに対する質疑はありませんか。渡邊委員。

○渡邊賢一委員 1点だけ御質問させていただきます。

連日のコロナ対応ということで、発熱の患者とかの外来、救急などの対応に御苦労されている事業管理者はじめ職員の皆さんに敬意を表し感謝を申しあげたいと思います。

3ページの事業損益計算書の特別損失、特別利益の1,030万円については、コロナ対応の慰労金だというふうな御説明だったと思うんですけども、これは、いつ、何月に何人に対して幾らずつ支給されたのか、あるいは会計年度任用職員とか臨時職員などへの対応などについてお聞きいたしたいと思います。

○古沢清志委員長 小林病院事務長。

○小林弘之病院事務長 お答えします。

こちらのほうについては、特別利益、特別損失のほうに、新型コロナウイルス感染症対策従事者慰労金交付事業ということでコロナ感染の重点支援病院等に支給される中で、当院におきましてはコロナの患者を取り扱わない病院ということで5万円、1件になります。該当者につきましては、職員、任用職員、委託事業者含めて、関連する出入り業者含めて合計206名ということになります。5万円の206名で1,030万円となっております。支出につきましては、年末まで取りまとめして年明けに支出したところでございます。

○古沢清志委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第43号令和2年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第44号令和2年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

○古沢清志委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

分科会分担付託

○古沢清志委員長 日程第13、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第9款、歳出第11款、歳出第12款、歳出第13款、認第6号、議第43号、議第44号
厚生文教分科会	認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、歳出第10款、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第7号

散 会 午前10時50分